

くらしの情報

福祉係からのお知らせ

平成27年度「臨時福祉給付金」の申請について

今年度の「臨時福祉給付金」の申請について、次のとおり実施いたします。

支給対象になると思われる方に対し、8月上旬ごろに申請書等の書類をお送りします。

本年度の臨時福祉給付金は、原則として平成27年1月1日時点で住民登録が行われている市町村からの支給となります。1月1日以降に住所が変わった方は、前住所地の市町村への申請となりますのでご注意ください。

臨時福祉給付金	
給付対象者	平成27年1月1日現在で、村の住民基本台帳に登録されており、平成27年度市町村民税（均等割）が課税されていない方。 ※市町村民税が課税されている方に扶養されている方、および生活保護制度の被保護者は対象外です。 ※1月1日から支給決定までの間に亡くなられた方は対象外となります。
給付額	支給対象1人につき 6,000円 ※昨年度行われた、年金や手当等の受給者への加算措置はありません。 ※今回の臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金は併給できます。
申請受付期間	8月10日（月）～11月13日（金）（予定）
申請手続き	8月上旬ごろに、支給対象になると思われる方に対して、税の申告状況をお知らせする通知とともに給付金の申請書を送付します。 必要事項を記入し、下記の必要な証明書等を添えて、役場内給付金受付窓口まで提出するか、郵送にて提出してください。
申請に当たり必要なもの	・申請書（必要事項を記入、押印） ・本人確認書類（運転免許証、旅券、健康保険証の写し等） ・振込先金融機関口座確認書類（通帳、キャッシュカード等） ・課税証明書 など（必要に応じて）
給付時期	10月から給付開始となります。

※「子育て世帯臨時特例給付金」の受付は9月30日までです。（現在受付中です）

児童手当の現況届提出と合わせて申請していただくこととなっています。

児童手当の現況届をまだ提出されていない方は、忘れずにお急ぎ提出ください。

公務員の方の子育て世帯臨時特例給付金の申請は、所属庁から送られる申請書に児童手当受給証明書を添付し、お住まいの市町村役場へ提出してください。

給付をよそおった「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金について、受給者にATMの操作を依頼したり、給付を受けるための手数料を求めたりするようなことは絶対にありません。

ご自宅や職場などに、市町村や厚生労働省（の職員）などをかたった電話や郵便があったら、迷わずお住まいの市町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。

○問合せ先／役場住民課福祉係 ☎ 57-2111（内線345・348）

